**平成２２年（フ）第１０３２９号**
千葉県茂原市北塚672―27
債務者　湯本佐代子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３０号**
千葉県茂原市北塚672―27
債務者　湯本　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３１号**
神奈川県相模原市南区相武台団地２丁目１―７―45
債務者　根岸加奈子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３２号**
東京都練馬区関町南２丁目12―４―104
債務者　小川　スミ
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３３号**
東京都墨田区京島１丁目６―２
債務者　大塚　順一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３６号**
千葉県市川市大和田５丁目３―28―201
債務者　石井　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１０３３７号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3836―30
債務者　原　　良一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１２２５号**
神奈川県海老名市中野60番地の６　コーポマルタマ201
債務者　高橋　洋一
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２８５号**
横浜市神奈川区神奈川本町４番地５　東神奈川フラワーマンション203号
債務者　櫻井　勝也
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３８９号**
横浜市保土ケ谷区西谷町884番地
債務者　豊田　芳春
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４５４号**
横浜市港北区大曽根３丁目23番８号
債務者　古川　資大
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４５５号**
横浜市港北区大曽根台35番17号　コーポ上Ｂ102
債務者　鈴木佐知子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４８７号**
横浜市栄区元大橋２丁目40番12号
債務者　橋本　敦士
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１４８８号**
横浜市栄区元大橋２丁目40番12号
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１３６号**
岡山県倉敷市福江1420番地１　グリーンコートＡ205
債務者　阿部　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４７号**
秋田県仙北市角館町菅沢42番地61
債務者　小田長幾子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部